

教育民生常任委員会会議録

令和5年6月7日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和5年6月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(6月7日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	13
付託事件審査(3)	17
審査終了	18

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時 令和5年6月7日（水曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 請願第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願
- (2) 請願第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- (3) 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

出席委員（6名）

坂本悦夫	委員長	白石雅一	副委員長
田代勝久	委員	小島直也	委員
伊藤清	委員	工藤小百合	委員

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹介議員 田中尚議員 紹介議員 木村誠議員

紹介議員 落合久三議員 紹介議員 長門孝則議員

紹介議員 竹花邦彦議員

請願者 岩手県医療労働組合連合会
書次記長
五十嵐久美子君

参考人 佐々木雅明君 参考人 菊池廣君
保健福祉部長 地域保健医療推進監

参考人 伊藤眞君 参考人 大向守君
介護保険課長 健康課長

(2)

紹介議員 竹花邦彦議員 紹介議員 田中尚議員

紹介議員 西村昭二議員 紹介議員 畠山茂議員

請願者 岩手県教職員組合
下閉伊支部書記長
菅原昭敬君

参考人 佐々木勝利君 参考人 小松山浩樹君
教育部長 学校教育課長

(3)

教育部長 佐々木勝利君 生涯学習課長 田中富士春君

副主幹兼体育振興
係長 小林康弘君

○

議会事務局出席者

局長	前田正浩	主任	吉田奈々
議会庶務事務員	中村奈津希		

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（坂本悦夫君） 改めまして、おはようございます。

ただいままでの出席は6名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査3件、協議事項1件となります。なお、議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

それではこれより、本委員会に付託された請願及び議案の審査を行います。質疑答弁は、座ったままで結構です。今日は暑いですので、上着を脱いで、臨んでいただきたいと思います。

○

付託事件審査（1） 請願第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

○委員長（坂本悦夫君） それでは、請願第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願を議題とします。

本日は、紹介議員の田中尚議員、それから木村誠議員、落合久三議員、長門孝則議員、竹花邦彦議員、及び請願提出者であります岩手県医療労働組合連合会執行委員長の鈴木寿子さんの代理として、書記次長の五十嵐久美子さんに出席をいただいております。また、紹介議員及び請願者から資料の提出がございましたので、皆さんのタブレットに配信しておりますので、審査の参考にしてください。

それでは、紹介議員の田中尚議員より、請願の内容について説明をお願いします。

田中尚議員。

○紹介議員（田中 尚君） 着座のまま失礼させていただきます。おはようございます。

本日の請願第3号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願書の中身について、紹介議員を代表しまして、概略を私から説明をさせていただきたいと思います。同時に、現場のほうの実態も踏まえてですね、この請願の趣旨・背景等につきましては、先ほど委員長がご紹介いたしました、医労連の事務局書記次長の五十嵐さんのほうから、それぞれ補足説明をしていただくということで考えておりますので、委員の皆さん方のご理解とご協力を最初にお願いしたいと思います。そこで私のほうからは、もう本当の意味での概略、簡単な説明で済ませたいと、このように考えております。

請願の用紙をご覧いただきたいと思いますが、まず表題がですね、ここに書いてありますように、安全・安心の医療・介護実現を保障してほしいという趣旨でありまして、特に背景には、新型コロナの感染に伴いましての医療崩壊、介護崩壊というのを私たちは経験いたしました。一方では地球温暖化が一向に止まらない。この先次のどういいうウイルスが我々に襲ってくるかわからない、そういう下で、請願団体の皆さん方におかれましては、この新型コロナの教訓を踏まえて、やっぱり次の世代につなげてですね、表題にも強調しておりますように、何といたっても、生活の基盤が、一人一人お暮らしになられてる方々の健康、医療・暮らし・福祉という部分でありますので、高齢化社会が進行している下では、介護保険制度の充実も必要であります。いずれも共通して言えることがマンパワーであります。人が人を支えるということが大きな特徴なんです、残念ながら資料にもございますように、看護師さん、処遇改善がですね、ほかの産業と比べても非常に賃金の見劣りがあるということも資料では裏づけられております。

私のほうからは、請願項目、まず1番目、ここではですね、配置基準を国に働きかけて大幅に見直しをして

ですね、その医療あるいは介護施設を利用される方々が安心してサービスが受けられるような境遇と、一方、施設の経営者には、それを可能にするような人件費等ですね、財政的な支援をやっぱり実現してほしいというのが大きな一つ目の項目であります。

二つ目には、主に看護師さんとかそれから介護現場に見受けられるわけでありまして、深夜勤務の問題であります。言葉を変えますと、交代勤務。以前は8時間労働ですから、3交代勤務、8時間働くと。そうすると私の理解では、県立宮古病院を例にとりますと、深夜、準夜、日勤という形ですね、8時間でぐるぐる回るんですけども、この勤務から次の勤務に向かう間が非常に短い実態が生まれておりまして、賃金水準も低ければ労働環境もきついというところですね、なかなかやっぱりこの必要な人手は確保出来ないということ为背景に請願が出ているということでもあります。具体的な項目は、2の場合ですと①、②、③という形ですね、ここをこういうふうに改善してもらえれば、安心できる医療介護の関係は整うでしょうということになっております。

そして大きな三つ目でありまして、これは次の事態に備えて、あるいは今私たちが暮らしている、毎日の暮らしの中でやっぱり安心できる保健、公衆衛生体制という表現になっておりますけれどもね、ここはですね、何といても新型コロナの教訓は、実際上はその入院の受皿になったのは圧倒的に公立・公的病院であります。そういう言い方をしますと民間病院の診療所の反発もくろうわけでありましてけれども、なかなか民間のほうではですね、受入れてもらえなかったという現実もあったみたいでありますので、このことから、やっぱり地域の公的な公立病院のやっぱり待遇といいますか、体制の強化が必要だということでもあります。

そして4番目でありまして、ここは請願の趣旨の中では詳しく、一部負担ということですので、窓口の医療費負担とか、あるいはその下になっております保険料の負担、こういったことで、利用者の負担をですね、軽減するように働きかけてほしいと。宮古市議会として、国が厚生労働省がしっかりとそういうふうなやっぱり体制が可能になるようなですねその制度を働きかけるために意見書を上げてほしいという形の請願の趣旨でございますので、私のほうからは簡単にその請願の背景、それから趣旨、具体的な要望項目、ここに書いてございますように、大きくは4点、具体的には①、②、③含めましてですね、全部で7項目の内容について、宮古市議会として意見書を国に送付してほしいと、そういう形の請願でございますので、教育民生常任委員の皆さん方におかれまして、この間様々な市民の皆さん方の相談に応じてきたと思われまして、あるいは自らも感染して、医療現場等々実態もですね、体験なさったというふうにも思っておりますので、そういう中から、次にどうするのということを考えたときにですね、ぜひ請願団体の趣旨をお酌み取りいただきまして、ぜひとも採択にご尽力をいただきますよう私からはお願いして、私の説明に代えます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本悦夫君） 田中議員のほうからの説明が終わりました。

提出の方からも説明があるのであれば許可しますので、どうぞ。

○請願者（五十嵐久美子君） 岩手医労連で書記次長をしております五十嵐久美子と申します。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。それでは、今回の請願の趣旨については、先ほど議員のほうから説明がありましたので、資料などの説明とともに、趣旨説明の補足をさせていただきたいと思っております。

まず、請願項目の安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員の配置基準を抜本的に見直しというところなんですけど、医師については、医師の法律が出来て以来、医師法が出来て以来ほとんど変わっていない。つまり医師不足の原因は、医師法のところからももう来ていて、本当に現場は医師不足の状態

です。来年度から、医師の働き方改革も始まりますけれども、その中でどうしようかって困っている、医師の長時間労働で今成り立っている県立病院を今どうしようかって本当に困っている状況もあります。看護師についても同じように、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、県立病院の場合は、岩手の場合は、本当にたくさんさんの県立病院があるおかげで、看護師をですね、これは私たちはいいことだとは思っていないんですが、クラスターなど起きたときには本当にいろんなところに行ったり来たりして、これまでもずっとですね、クラスターがあったからではなくて、定期的に看護師を応援に行っていました。今年になってからやっとその1か月とか2か月の応援体制ではなくて、1週間ごととあっていう体制に少し、期間が短くなってストレスが少なくなったというお話も伺っていますけれども、いずれ新しいところに行くと、部署のスタッフの名前も部署の配置も、先生の名前もわからない中で、忙しいですのであまりオリエンテーションもなく現場で働くっていうところで、本当に応援に行っていた方にはストレスを抱えながらも、そうやって医療を支えていただいたという実態がありました。

介護職員に関しても、後でも述べますけれども、本当に配置基準が低くなっております。今、ロボットなどを使ってさらに介護職員の配置を少なくしてもいいというような法律も出来つつありますけれども、やっぱり人が人を支えるというところではロボットでは手が届かないところが今でも既に十分ありますので、これもちょっと不安な制度だなと思います。やっぱりももとの根幹の配置基準を抜本的に見直してほしいというのが、私たちの願いです。

2022年度の看護職員労働実態調査っていうのは、皆さんの資料にはないんですけども、日本医労連と全大教という教職員組合の中でも病院を持っているところがあります。それから市町村の持つてる病院ですね。そこで、三つの看護師の労働実態調査っていうのをやって、3万5,000人ぐらいから回答を得たんですけど、それにはやっぱりヒヤリハットって言うんですか、ニアミス、ミスを9割の方が経験しているということですし、もう疲れたということで慢性疲労は8割、もう辞めたいと思ってる方も8割ということで、辞めたい理由は、人手不足で仕事がきついというのが最多ということになりました。現実的には岩手県でもですね、去年、今年でやっぱり離職が少しずつ増えているんですね。コロナになったばかりの頃は、辞めるんじゃないかと思われたけどもうちょっと落ちたら辞めよう、もうちょっと落ちたら辞めようということで辞めてなかった人たちも最近辞めるようになってきていて、離職が目立ってきているというふうに思っています。看護協会の調査でも、新人職員の離職率が去年度で初めて10%を超えたということで、新人の離職も進んでいるという実態があります。その中で私がちょっと危惧してるのはやっぱりベテラン看護師も辞めていくということです。若い方はちょっとこう仕事の不安とか、疲れで辞めていくことがあると思うんですけど、ベテラン看護師が辞めていくっていうことは、仕事は何でもできるベテラン看護師が辞めていくことは本当に大変なことだなと。新人教育も、ここがうまくつながらない、世代交代がつかないということになりますので、現場のところを心配しているところでした。ぜひ、大幅増員することで、夜勤の改善も出来ますしお願いしたいと思っています。

それから、ケア労働者の賃上げに関してはですね、資料のほうに、OECDの看護師平均収入というのがあると思います。こちらを見ていただきますと、日本の収入は決して高くはないということに、ちょっと真ん中より下のほうになっているところでした。それから、医療業・看護師・介護職・保育士と他産業の賃金推移というのがありますけれども、他産業との平均で言いますと看護師のほうは随分格差が少なくなってきております。が、これは夜勤手当とか超過勤務手当とか全部入った収入での比較となっておりますので、本当に正しい、

私たちからすれば賃金は少ないんじゃないかなというふうに自覚はしているところです。もっと大変なのは介護職員です。介護職員は、こちらにも、2000年代から比べると改善はされてるんですけども、全産業と比べると6万6,879円も低いと。保育士もそうですけれども、そういう実態にあるというところでした。

今年の春はヨーロッパ、アメリカ、イギリス、フランスで、看護師のストライキがね、賃金上げろっていうストライキが行われて賃上げを勝ち取ったっていうニュースも流れてきています。日本の看護師さんは、そういうことは余りこ聞こえてこないんですけども、アンケートで調べてみますと、今日は、職場の不满（正職員）と書いてある資料があったと思いますけれども、これは今年の春闘のアンケートの結果なんですけど、これは全職員が入ってますので、看護師だけではないんですけど、トップが賃金が安いっていうのが職場の不满のトップになっております。そして次に多いのが、人員が少ないという結果になっておりました。この平均をしますと4万円ぐらい足りないっていうふうな回答にはなっているんですけど、そこから見ても、世界的に見てもやっぱりケア労働者の賃上げが必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

それから、2番なんですけど、夜勤交替制労働に関わる労働環境を抜本的に改善することというところで、労働時間の上限規制、勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限、労働環境のための規制、実効性を確保するための財政的支援を行うことということでは、本当に現場の中では、コロナ禍以前から看護・医療の職場で看護師の数はずっと少なく、少ない中で働いてきたという自覚はあります。先ほども言ったように配置基準が低いままですと、実態とすれば配置基準は満たしているんですけど、でもやっぱり、配置基準もですね、看護協会の調査で、去年の調査で、配置基準より多く実態の看護師が配置されてるっていう結果が出てるんですね。つまり、配置基準では足りないということなんです。しかも病院ではその配置基準というのが実態ですから、実態にはない看護師さんというのがたくさんいるんです。産前産後休暇ですとか病気休暇ですとか、育児休業とか、そういう人たちも抱えながら、実際には配置基準の看護師さんのほうにしか手当が出ていないっていう、診療報酬上ですね、そういう中で病院を運営していかなければならないというところがあります。ですので、最近、育児休業の看護師の方も増えておりますので、夜勤者の確保というのがすごく大変になっていて、特にこの4月とか5月は、新人さんが入ってきてまだ夜勤に入れない期間ですと、8回夜勤っていうのが基本なんですけど、それが9回になったり10回になったりっていうこともよく聞く話です。ぜひ、安全に健康に働き続けられる職場にするためにも、増員も必要ですし、若い人が安心して休める、例えば育児でも、子どもが病気の時にも安心して休めるためにも、看護師の増員も必要だというふうに思っています。そのためにはやはり配置基準以上の実際には看護師が必要ですので、そこに手当が必要なのではないかなというふうには思っています。

夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮することということでこちらの意味は、フランスなんかでも夜勤交替制労働者の週労働時間は短くなっているんですけど、私たちが求めているのは、正循環夜勤をしたいというふうに思ってるんです。正循環夜勤っていうのは、体のリズムに合った夜勤ということです。24時間、患者さんを診るために夜勤は看護師にとって必要なものですので、避けては通れないんですけども、できるだけ体に負担のない夜勤っていうと、3交代で言えば、日勤の後に、準夜勤って言って5時から夜中までですね。そのあと、帰って休むんですけど、そのまま次の日の夜の夜中の12時から勤務する。そして次の日休むというのがこの1クールでやると、体に負担がかからない。生体リズムからいくと、後ろ、後ろにずれて働くことが、生体リズムにいいということで、ただその準夜から夜中の深夜の勤務は24時間も空いてませんし、こちらのほうを普通に週休としてではなく、夜勤のための休みというふうにしていただきたいという要求の中ではどうしても

週労働時間が短くなってしまうというか週労働時間を短くしてほしいという中で、週労働時間を短縮してほしいという要求になっています。すみませんちょっと資料がなくて大変申し訳ありませんでした。

それから、3番ですけど、介護施設や有床診療所などで行われている1人夜勤をなくして複数体制とするところというところがあります。こちらのリーフレットの中のほうを見ていただきますと、左側の下のほうの介護施設の夜勤形態というところがありますけれども、真ん中でしたね、真ん中の下のほうですね、介護職場の1人夜勤の実態というところで、介護の現場は本当に9割が1人夜勤になっています。老健が、特養ですかね、特養とかで3交代勤務とかがありますけど、それ以外のところは本当に1人夜勤が多くなっています。岩手ではないんですけども、愛知県のほうで、1人夜勤をしていて、職員が亡くなっていたということがあったんです。次の日の朝、勤務する職員によって発見されたんですけども、その間利用者さんも置き去りにされたままですし、本人もそのままの状態だということで、本当にこの1人夜勤というのは、何とか改善していく必要があるのではないかとこのように思っています。

それから、3番に行きますけれども、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充することということです。先ほど議員からもありましたように、コロナで入院を診たのは本当に岩手で言えば県立病院が7割の患者さんを診ていたということですし、本当に北上済生会とか、公的病院のほうでもコロナを診ていただいて、みんなで協力しながら頑張って診ていたというふうに思います。ただし、本当に頑張っていたんですけど、その分ですね盛岡などでは中央病院と市立病院と岩手医大の院長が3人で記者会見をして緊急事態だというふうに記者会見をしたように、現場は本当に大変で、通常診療がもう出来ないような状況で、手術も出来なくなったりとかですね、検査も出来なくなったりということでもう手術も延期、検査も延期っていう中で本当にぎりぎり診療をまわしてきたという実態があります。職員もクラスターになったり、濃厚接触者になったりということで、本当に大変な中でやってきました。これからもですね感染症はあると思いますし、今自然災害が大変多くなっています。東日本大震災のときも全国の医療従事者の方が、本当に応援に来ていただきましたけれども、あのときよりも、効率化とか生産性を病院の中で求められていて、本当に人がぎりぎりの状態の中で働いているので、また同じようなことがあったときに本当に人を派遣できるのだろうかというふうなちょっと心配もあると思います。

それから保健所の増設のところなんですけれども、資料のほうにもありますけれども、全国の保健所の推移というところがありますが、1990年代は全国で850か所あった保健所が、市町村の統廃合などによってだと思わんですけれども、2022年には、半分、約半分の468まで少なくなってしまったというところなんです。本当にその中で多くの方がちょっと本当に診療を受けられないとかコロナの中で亡くなることもあったというところでした。それから、ぜひやっぱり、体制の強化をしていただきたいというふうに思いますし、感染症について言えば、日本では感染症の専門のドクターが少ない。それから、ICUも少ないんですね。コロナのときにエクモという機械がね、必要だっていうこともありましたけれども、エクモを使える医師も看護師もすぐには出来ないんです。やっぱり普段から訓練していないと出来ないんで、幾ら新しく病棟をつくっても、機械があっても、それを使える医師や看護師がいなければ、使えないというところでは日頃からのICUも、今、政府のほうでは減らす方針になってるんですけども、これもちょっと感染症対策として、訴えたいなというふうに思っています。

それから、患者・利用者の負担を軽減することということなんですけど、実際にお金がなくて、診察をするのをためらっている受診抑制という実態が起きています。今年になって、去年もですかね、物価高ですし、電気

代も上がっているってところで、ただ、税金のほうはね結構取られるというところで、大変な思いをしている患者さんがいるということです。それから、私たち医師・看護師・介護職員が配置基準を引上げてほしいとか、増員してほしいというふうなことを今要求しているんですけども、それが叶えられると、この診療報酬に反映されてしまうと、結局その診療報酬というのは患者負担につながってしまうってところで今なっていますので、その私たちの要求を叶えるために、診療報酬を上げていただくのはいいんですけど、それが患者負担につながらないでほしいというのが、私たちの願いということになっています。

ということでぜひこの請願について、ご検討いただいて、採決していただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 説明が終わりました。

質疑のある方は、挙手願います。質疑はございませんか。

小島委員。

○委員（小島直也君） 座ったままで失礼します。

医療の逼迫がコロナ禍において取り沙汰されて本当に大変な苛酷な状況に、国のほうも慌てて、眠っている資格保持者といいますか、看護師の資格を持っていながら現場に働いていない、別の仕事についているとか、医療の現場は大変だっている方が結構いるっていう数字を報道して、今こそ、コロナであえぐ医療に戻ってきてほしいという政策を打ったことがあったと思うんです。そのときの結果っていいですか、少し医療体制が、そういう人材のおかげで戻ってきた人材がいて助かったとかっていうその後の、離職された方々が戻ってきて、一時でも回復したという事実があったかどうか、ご存じの範囲で。全然なかったでしょうか、それともどうなんでしょう。そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（坂本悦夫君） 五十嵐さん。

○請願者（五十嵐久美子君） 質問ありがとうございました。

はっきりした実態についてはちょっと存じ上げませんが、ただ県立病院に関して言えば、県立病院に入るには採用試験を受けなければいけませんね。確かにいつも県立病院は4月採用が定員に達してなくて、何回か募集をかけているんですね。それで、沿岸のほうで採用する方には、割と受けやすいようなそんな難しいようなことで採用しているとは思いますが、年齢についても。実態がそこにあるかどうかというのはちょっとよくわかりません。ただ県のほうでも、常にこの間アクションプランの中で、今働いていない看護師を職場に戻すための研修とか、そういうことを行っていますので、そこで戻ってきている看護師もやっぱり少なからずはいると思います。ただ、どうしても県立病院の基幹病院とかになりますと、やっぱり働き方がハードですので、そういう方々がそこで働くっていうのは大変、困難というか、結構ハードルが高いのではないかなというふうに感じているところです。実はこの間、国立病院に就職した、新年度の新卒の看護師さんにどうして国立病院に就職したんですかって聞いたところですね、県立病院はブラックだからというふうな回答があって、看護学校って現場で研修とかしますけど、その中で多分見えてる現場がそういうふうに変な現場だったというふうに見えたのではないかなというふうに感じておるところです。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。ほかに質疑。

はい、小島委員。

○委員（小島直也君） はい。今の切実な話っていうか本当に隠さない実態を聞かせていただきありがとうございました。本当に、1回一度離れた看護師が戻ってきてまた医療の現場で力を発揮しようと思っても、ハード

ルが高いっていうのは聞いたことがあるんですね。本当に日進月歩で進んでいる医療の技術、それについていけないから、やっぱり看護師の資格はあるけども、医療の現場じゃなくて、その資格を生かして、介護のほうで、施設に必要な看護師として働いているという看護師の声も聞いたことはあるんですけども、本当に、離職者を生まないための体制が給料だけでいいのか、若い方々に、例えば県立の看護学校で学んだ方々が、どのような就職先に行ってもどのように活躍できるのか。やっぱりもう1ヶ月2ヶ月働いても大変だって離職を考える若い人たちがいたら、何のために国家資格を取得したのか本当にわからない残念な結果になっていきかねますんでね。医療現場ともですし、看護学校あるいは国立大学の看護学部なんていうところもありますよね。そういったところで歩調を合わせた体制を国に求めていくっていうのも今後考えられるべきかなと思いますかね。本当に、人の命を預かる尊い仕事についてらっしゃる方々が、ナイチンゲールのような使命を全うして本当に活躍できる医療を望みたいと思っております。

何か、こういった経過もあってこういう事実もあるんですけど、知らない私どもに何か教えてくださいのようなことがもう一つ二つあれば教えていただきたいんですけども。

○委員長（坂本悦夫君） 五十嵐さん。

○請願者（五十嵐久美子君） そうですね、はい、ありがとうございます。

いろんな病院からもいろいろお話を聞いているんですけども、この間、日赤の看護師さんからちょっとお話を聞いたんですが、大変忙しい病棟で、帰りが毎日11時になると。日勤の帰りなんですけれども。やっぱり今入ってる新人が何かもうくじけそうになってるっていうような情報をついこの間聞いたばかりでした。現場の厳しい実態に言えばコロナが落ちついてきた3月ぐらいにも、ある病院で、本当にちょっと赤裸々なんですけど、仕事が夕方終わったくらいにナースステーションに来た看護師が、もう突然ですね、もう出来ませんって言ってぼろぼろ泣いたということがあったということでしたし、ある県立病院では、私たちは患者さんのケアを一番の仕事にしているつもりなんですけども、清潔ケアがちゃんと出来ないっていうところで、すごく何ていうのかなあ、看護師として本当にがっかりしてるっていうか、それを患者さんの家族に指摘されて、情けないっていうか、でもやりたくてもやる暇がないっていうかその中で葛藤しているっていう話を聞いたところでした。本当に看護師さんはやっぱりその患者さんに看護をしたいっていう思いがあるんですけども、今それが出来ないっていうところで、本当にこうやりがいもなくしているっていうところもあると思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございますか。

工藤委員。

○委員（工藤小百合君） よろしくお願いたします。

今までの紹介議員の説明とか、実際の現場の方のお話を聞いて、本当に現場は大変な状況だなのは本当に理解出来ます。ただ、その度にいろんな国とかに請願とか出てくるじゃないですか、その度に。なかなか請願を国に出しても、国のほうが請願に対して働いてる現場の声をちゃんと聞いてくれない。そういうのが、今の言ってるような現場の中の声が届かないというのは、一番の原則なんではないかなと思ってます。一生懸命現場の声をね、届けて、請願を国のほうに出して、そうしてもなかなかこの現実として、答えとして返ってくるというのはなかなかまねな事ではないじゃないですか。思いはいっぱいあるけども、その思いに沿った国の考え方がなかなか示されてこないっていうのは、今そういう現状だと思うんですね。先ほど小島議員さんも退職した看護師さんなんかを、例えば、日勤とか何かみたいな形の中で、夜勤はなくても日勤みたいな形の中でも仕事の部分を、そこの部分で補ってくれればいいのかと思うんですけども、やっぱり一旦あの仕事を

退職した方は、やっぱり医療現場離れるとやっぱり医療に対して、やっぱり少しく、勉強しなきゃならない。医療も日々、日進月歩進んでますので、なかなか辞めた看護師さんがすぐその現場に入ってもなかなか今いる看護師さんたちと同じような仕事が出来ないっていうのは、やっぱりそれはあると思うんです。でも、それはそうなんですけれども、でもやっぱり、医療現場で人が足りないっていうのであれば、やっぱり、その部分の、辞めて今家庭にいる看護師さんとか、国家資格のある方を掘り起こして、例えば日勤とか何かそういう夜勤をしない形の中で、仕事に従事出来てもらえれば少しでも仕事の負担が軽減できるのではないかなと思ってるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 五十嵐さん、どうぞ。

○請願者（五十嵐久美子君） はい、ありがとうございます。

まさにそのとおりだと思います。先ほども申しましたように、県のほうでも、アクションプランというところで、取り組んではいるんですが、やっぱり実態として、特に民間病院なんかでは、募集をかけてもなかなか来ないというところがあるようです。どうしても人が足りなくて派遣会社から看護師を派遣してもらっている病院もあるんですが、派遣会社ですと、かなりコストが高くなるんですね。ただ定着しないというところで、本当に無駄なお金を使っているよだということはおく病院の事務長さんからも伺いました。県立病院に関して言えば、会計年度任用職員というような待遇の中で、昔でいえば臨時の看護師さんを採用したりもしているところなんですけど、なかなかそちらのほうも募集をしても応募する方があまり多くはないという話は聞いております。ただ、現場ではそういう会計年度任用職員のような方がいないと回らないっていうのも実態としてあるので、多分これからも応募は続けるのではないかと思います。そういう方が来ていただけるとやっぱり日勤は助かるんですけども、夜勤まではやっぱり手が回らなくてですね、夜勤回数はどうしても多くなるというところが実態としてはあると思います。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） その説明もそのとおりだと思います。

でも、今の状況を少しでも改善していくためには、やっぱりもう少し、ワンランク上、私たちもこう少しアクションを自分たちで起こして、国とか医療局とかそういうのもそうなんですけども、自分たちの医療現場でこういうのをこうして、ここをもう少しこうしてもらったらいとか、やっぱりそれぞれの医療現場の中で、自分たちのここを改善すれば、もう少し働きやすさが出てくるのではないかなみたいなのも、やっぱり県の医療局の指導ではなくて、その指導はあると思うんですが、個々の現場で、やっぱりその自分たちの県立病院の中で、個々がやっぱり自分たちの病院をよくするためには、県の医療局の指導だけではなくて、個々の病院の中で少しでも改善できるものがあつたらば、やっぱり少しずつ少しずつやっていけば、働き方改革で少しでもこの大変な状況が、少しでもこの軽減できるのであればいいかなと思ってるんですがその辺いかがでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 五十嵐さん。

○請願者（五十嵐久美子君） はい、ありがとうございます。

個々の病院でも、努力はしているのだというふうには思います。ただやっぱり先ほどちらっと申しましたが、定年まで働かずにベテランの方が辞めていくっていうこの実態を止めることが出来なければ、なかなか環境改善にはならないと思うんですね。ただ、ですので現場とすればどうしてそういうことになるのかというのを分析して、対策を立てていく必要があるのではないかなというふうには思うんですけども、やっぱり先ほども言ったように、ヒヤリハットが9割の方が経験しているというところありますけれども、新人さんはちょっと

恐れを知らないというところで働けるんですけど、やっぱりベテランになってくると、恐ろしさを知っていますので、こんなに大変なところでこんなに忙しいところっていう恐ろしさからもしかしたら辞めていく人もいますし、あと夜勤がですね、本当に大変で、休む暇がないぐらい大変で、体力的にですね、ベテランの方がちょっとやっついていくのは大変だっていうのも一つ理由になると思います。その解決方法としてはやっぱり、人数、夜勤の人数を増やしていくことが本来は必要かなというふうに、実際には休憩時間とれることになってるんですけど、休憩時間なかなか取れないと、現場の中では取れない実態がありますので、本当に現実に休憩時間がとれるようにするためには、人を増やして、交代で休むということが必要なのではないかなというふうに思っています。ですので、その悪循環をどこで断ち切るかっていうところが、すごく課題だなと思います。

看護学校なども最近、岩手の場合はないんですけど、全国的に見ると、少なくなっている傾向にありますし、今までは結構看護師を募集、多分、介護職員ほど少なくなってるっていうわけではないと思うんですけども、なかなかこのコロナの中で、看護師を志望する人もかつてより少なくなってきたという話もちよっと聞いております。さっき離職率、看護職員の離職率が10%を超えたって言いましたけど、本当にその10%っていうのが本当に看護学校何校分なのかなっていうくらい的人数ですので本当にもったいないことだと思っています。現場の中では新人を指導するっていうところは、すごく丁寧に行わなければならないんですけども、現実的には本当に、そうになっているのかどうなのかっていうことが丁寧に行われれば、そんなに辞める人もいないんじゃないかなと思うんですが、なかなか手が回らないっていう実態もあるのではないかなというふうに推測しております。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 介護現場の方の声を聞くと、夜勤1人で何十人って受け持つじゃないですか。そうするとブザーが鳴っても、なかなかすぐ対応1人で回れない。そういうそれこそハードな職場だなと思ってるんですね。やっぱりそこが1人じゃなくて2人であれば、回りやすいね、いろいろ介護の方に対してもやはりちゃんとしたケアができるし、でもやりたくても出来ない現状というのは、やっぱこれ改善していかなきゃならないし、やっぱりそれは声を上げて、私たちが、これからお世話になるかもしれない、そういう介護現場なので、医療現場もそうですし、そういったときに、私たちがそういう入院とかしたときに、もう気持ちよく、医療の現場でいろんなお世話をしていただける、それが一番だと思うので、やっぱりそういうふうに、看護師さんもそうだし、介護士さんもそうだし、本当に給料面もそうだし、幾ら国が、介護士のね、お金を幾ら上げたってそれはもう本当に微々たるもので、本当にそれが、介護現場にとっては、申し訳ないけど、きつい職場の中でそのぐらいのお金をもらってもやっぱり、ずっと継続して働いていけるっていうのは本当に大変な状況だと思うんです、それも、看護師さんもそれぞれそのとおりなんですけども、そういうことをやっぱり、本当に国のほうがちゃんと、わかってそういうところにちゃんとしてお金を手当てしてくれれば、私たちも安心して医療現場にかかれるし、介護の施設にお世話になれるし、これから先は、そういう形の中で私たちもいつまでも若くないので、お世話になる可能性いっぱいあるので、そういうときに、安心してそういうところにお世話になるというところにちゃんとそういうのが出来ていけば、いつでもどこでも、安心してお世話になれるのかなと思っています。それが私の希望です。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） よろしいですか。そのほか質問ございますか。ほかになければこれで質疑を終わります。

紹介議員と請願の提出者は退室願います。どうもご苦労さまでした。

[請願者、紹介議員が退席]

○委員長（坂本悦夫君） 次に、参考人として、関係部課長に出席をいただいておりますので、請願に対する質疑や確認したい事項などがあれば挙手願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂本悦夫君） なければこれで質疑を終わりたいと思います。よろしいですか。それでは参考人は退室願います。

[参考人退席]

○委員長（坂本悦夫君） それではこれから請願第3号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂本悦夫君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。請願第3号は、採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。よって請願第3号は、採択すべきものと決定いたしました。次の審査に入ります。入室させてください。

[説明員入室]

○

付託事件審査（2） 請願第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○委員長（坂本悦夫君） それでは次に、請願第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本日は紹介議員の竹花邦彦議員、間違いありません。田中尚議員、西村昭二議員、畠山茂議員、及び請願提出者であります岩手県教職員組合下閉伊支部長の鈴木永輝さんの代理として、下閉伊支部書記長の菅原昭敬さんに出席をいただいております。また、紹介議員及び請願者から資料の提出がございましたので、皆さんのタブレットに配信しております。審査の参考にさせていただきたいと思います。それでは早速、紹介議員の竹花邦彦議員より請願の内容について説明願います。

竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 紹介議員を代表して、請願の趣旨、内容等について説明をさせていただきます。なお、補足説明、資料等については後ほど、請願者のほうから改めて説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

本請願につきましては、例年、毎年度、政府予算編成に向けてですね、ゆたかな学びの実現をはかる、あるいは教職員定数改善に向けてですね、これまでも請願を提出をして、当市議会からですね、国のほうへ意見書を提出をさせてきた経過がございますが、本年度につきましても、2024年度の予算編成に向けて、請願書を提出をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本請願につきましては、児童生徒のゆたかな学びを保障し、実現をするために、学校教職員が、児童生徒に

向き合う十分な時間確保と、長時間労働の是正、これにつきましては、4月の末に、皆さんも多分ご存じだというふうに思いますが、2022年度の教職員の勤務実態調査が、文科省から発表されて、依然として、過労死ラインを超える長時間労働が恒常化をしている。こういった報道もなされてきておりますから、ご案内のとおりでありますけれども、こういった課題の是正に向けてですね、教職員の定数改善を図るべきだと。また、義務教育を保障するための財源保障、条件整備を図るようにですね、来年度の2024年度の政府予算に反映をしてほしい、具体化をしてほしい、これを求める意見書提出をお願いした請願になっているところでございます。

具体的な請願事項につきましては、6点ほどございますけれども、一つは、昨年と同様に、中学校・高等学校での35人学級を早急に実現をしてほしいというものでございます。二つ目は、先ほども申し上げましたが、学校現場での長時間労働を是正をするために、教職員定数改善を推進をしてほしいという、二つ目の内容になっております。3点目は、学級編成基準の弾力的運用が実施できるように、各学校で加配配置がとられておりますけれども、この加配の削減を行わないことというのが三つ目の内容になっております。4点目は、これは、本年度の請願に新たに追加をしている内容でございますけれども、教職員の処遇改善に必要な財政措置を講じると。これは、皆さんご案内のように教職員、時間外手当がありません。4%の調整措置等が図られているわけでありまして、そういった処遇改善ができるですね、財政措置を図るべきだというのが4点目の内容になっております。それから5点目も、これは昨年度になかったもので新たに追加をした請願事項になっておりますが、教職員の安定的な新規採用ができるように、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。6点目、これは例年、請願内容に盛り込んでいるものでございますけれども、教育費の国庫負担制度の負担割合を引き上げること。これは、小泉内閣時代に義務教育費に係る国庫負担、以前は2分の1でございました。これが、小泉構造改革の中で3分の1に引下げられております。つまり、各都道府県での負担割合が増えてきているという状況でございますので、義務教育費へのしっかり保障するという意味からも、この国庫負担割合を引上げて元に戻してほしいと、こういう内容になっているところでございます。

ぜひ教育民生常任委員会の皆さんの審議をいただいてですね、請願書を採択をして意見書提出をいただくように、お願いを申し上げて私のほうからは簡単ですが、趣旨説明にさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○委員長（坂本悦夫君） 説明が終わりました。

提出者のほうから説明があれば許可します。よろしいですか。

○請願者（菅原昭敬君） 説明させてください。

○委員長（坂本悦夫君） どうぞ。

○請願者（菅原昭敬君） では、座ったままでお願いします。

岩手県教職員組合下閉伊支部で書記長をしております菅原と言います。どうぞよろしく申し上げます。

この請願はですね、毎年同じような請願に思えると思いますが、とても大切な請願と捉えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

資料の1ですが、日本の教育への公的支出はGDP中でたった2.9%。OECDの発表した図表で見る教育2020年度版によると、日本の教育の公的支出は、比較可能な38か国中37位と下位に位置しています。また、前年、2019年度版においては、35か国中35位と最下位に位置しており、決して2020年の発表だけが悪かったわけではありません。ちなみに、上位国及びOECDの平均と日本の公的支出割合は、資料1の表のとおりになっておりますので、ご確認いただければと思います。

資料の2にいけます。家計からの教育支出は上位4番目の支出になっております。つまり家計での負担が大きと言えます。つまり、日本の教育格差の是正には、公的負担の拡充が必要と考えられます。

資料3でございます。今度は教員の仕事時間について触れます。この資料は、OECD国際教育指導環境調査2018報告書を引用しました。日本の教員の仕事時間ですが、OECD参加48か国平均を大きく上回っています。労働時間ですね。日本の中学校教員は、課外活動の指導の時間が特に長いです。小・中学校共に、一般的な事務業務が長いとなっております。この事務業務っていうのは、教員として行う連絡事務、あとは、書類作成その他の事務業務や話し合い、あと学校運営業務への参画に従事した時間ということになっております。実際教員ですから、事業の指導以外の業務が仕事時間の多くを占めていると言えます。資料3は2018年度の調査です。その後コロナ禍ということで、新たな業務が増えたことも確かであります。この調査は5年に1度の調査ですので、2018年度調査が最新のものとなります。

では、2019年からの教員の仕事時間はどのようになったかちょっと考えるために、資料4を用意しました。この資料4は、令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査でございます。文科省調査ですね。令和元年から令和4年の4年間の教員の時間外勤務の経年比較を見ることが出来ます。この資料の3ページは、小学校の教員の分の経年比較、4年間の経年比較になります。4ページは、次のページは中学校の先生、教員の経年比較になります。令和元年度と比較し、令和4年度は、時間外勤務、45時間以下が増えています。つまり、長時間勤務が減少したと言えそうですが、しかし、45時間を超えて80時間以下の時間外勤務は各年度とも、3分の1程度存在しています、割合的に。令和2年は、コロナで全国的に多くの学校が休業したということで、45時間を超え80時間以下が30パーセント以下になってます。つまり休業したときでもこのぐらいはあったということでございます。中学校の場合、4ページですが、令和3年、4年度には、45時間を超えて80時間以下が40%程度存在しております。45時間を超える時間外勤務が半数を超えているのが実態ではなかろうかと思えます。実はこの過労死ラインというのが80時間前後のところでありますので、半分のところ、過労死ラインに来てるんじゃないかということでございます。つまり資料3の2018年度教員の仕事時間は、19年から4年までの、昨年22年までの、その後も大きく改善されていないんじゃないかと言えます。このような中、資料4の5ページには、中央教育審議会答申において、これまで学校教師が担ってきた業務について基本的には学校以外が担うべき業務とか、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要はない業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務の3分類に分けて取組が進められてきてます。この資料の6ページからは総括表があります。総括表より3分類とも取組が進んできています。しかし、経年比較から、教員の仕事時間が減少しているとは言えないのが現在の状況ではないでしょうか。また、昨今教員を志望する人が減少していることや、人手不足も新たな課題となってきました。このような中、現在の学校が置かれている状況の解決には、一つ目は公的負担の拡大、在学者世帯の教育支出を抑えるということもあると思えます。あと、労働時間の短縮へ向けた取組、中央教育審議会答申にあった3分類の取組もそれですが、これまで以上に、業務の精選が大事だと思います。ゆたかな学びの実現のためには、義務教育国庫負担の増額、あと、教職員定数の改善を図ることが大事と考えています。

以上、義務教育国庫負担の引上げと教員定数の見直しについてお願いいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（坂本悦夫君） 説明が終わりました。

質疑のある方は挙手願います。ございませんか。ほかになければこれで。

伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） お聞きします。今日の日報にもありました教員処遇の抜本的改善ということで載ってありました。これはさっき竹花議員が言いました給特法の4%、これを改善するというような内容が載ってありました。これが、請願を出し続けてきた結果、こういうふうなのが認められてきたのかなというふうに思っております。この辺については、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） 一つ、学校現場でのですね、課題の一つは、今、伊藤清議員が申し上げた、いわゆる給特法によってですね、基本的には、教員の場合は時間外労働はない、させないと、これが基本的な考え方で、ただその一方で、4%の調整手当を支給をしているという状況があるわけですね。時間外労働が認められているのは、学校行事は、ごく制約をされた部分だけしか時間外労働を認められておりませんので、一般的に従ってそれ以外の部分については、時間外手当が支給されていないんです。それがただ働きの時間外労働の実態になっていると。そういった状況がどんどん明らかになって、確かに国のほうでは、この調整給の手当の増額を含めて、見直しに向けての検討がされているというのは、私どもも。ただ問題は、時間外労働をどれだけ減らすことができるか。さっき申し上げたように、多くの教職員の皆さんが、恒常的に過労死ラインを超える時間外労働があるわけですね。手当を増やせば、時間外労働が減るのかという、そういった問題も出てくるんだというふうに思います。したがって、現実的には、4%の調整給手当の増額がですね、長時間労働を抑制をして減っていくことにつながればいいんだというふうに思いますけれども、それはなかなか、やっぱり実際に学校現場での働きの見直し等々含めてやっついていかないと、長時間労働が減っていくのかどうか、ここは非常に難しい部分があるのではないかとこのように思います。見直しの方向にあることについてはそのとおりだというふうに思いますが、問題はやっぱり、学校現場での長時間労働をどんどん少なくしていくような方向に向かうかどうか、ここはちょっと、個人的に私はそこは少し疑問な点もあろうというふうに思います。処遇改善は処遇改善としてそういう状況かなというふうに思っているところです。

○委員長（坂本悦夫君） 菅原先生、はい、どうぞ。

○請願者（菅原昭敬君） 1番はやっぱりこの働き方改革が進まないということなんだと思います。業務の精選が。先ほど、教員の仕事が本来の事業以外の部分で時間を割かれているということが、大きなことかなと思います。いろんな学校にスクールカウンセラーとか支援員さんとか入ってはいただいてるんですが、なかなかその働き方改革と業務の改善にはなっていないところだと思います。あとは、中央審議会でもいろんな取組を出してはいるが、抜本的な改革にはなっていない。あと、実はこの4%を決めた時点では、残業が8時間するときの4%だったようでございます。今じゃ45時間を超えていますから、10倍ぐらいになってなきゃ本当は割に合わないんだろうなと。ただ、先ほど竹花議員がおっしゃったように、手当を出したから改善するものではないんだ、働き方そのものについて、やっぱり考えていくべきだということだと思います。以上です。

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 清君） 待遇改善だけではなく、これからは教職員の軽減負担をはかる、それも改善してくよというように書かれていますので、いろいろこう請願を出すことによって改革されていくのかなというふうに思っておりますので、そういうことで気が付きましたので、終わります。

○委員長（坂本悦夫君） そのほか質疑ございませんか。ほかになければこれで質疑を終わります。

紹介議員と請願の提出者は退室願います。どうもご苦労さまでした。

〔請願者、紹介議員が退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 次に参考人として、関係部課長に出席をいただいておりますので、請願に対する質疑や確認したい事項などがあれば挙手願います。

○委員長（坂本悦夫君） ないようですので、なければこれで質疑終わります。
参考人は退室願います。どうもお疲れさまでした。

〔参考人退席〕

○委員長（坂本悦夫君） それではこれから請願第4号に対する討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） ないようですので直ちにお諮りします。
請願第4号は、採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。
よって請願第4号は、採択すべきものと決定しました。
次の審査のため説明員が入室するまで、少々お待ちください。

〔説明員入室〕

○

付託事件審査（3） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（坂本悦夫君） 次に、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。
これは本会議で説明済みですので、質疑のある方、挙手願います。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。
これより議案第7号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） ないようですので直ちにお諮りします。
議案第7号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は原案可決すべきものと決定しました。
それでは説明員は退室してください。

〔説明員退席〕

○委員長（坂本悦夫君） 以上で、当委員会に付託された請願及び議案の審査は、終了しました。
お諮りします。

6月19日の本会議における本日の審査の結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本悦夫君） 異議なしと認めます。

なお、請願第3号及び第4号が、本会議で採択された場合の意見書案については、本日の委員会において、協議事項に案件を追加し、委員の間で協議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（坂本悦夫君） 異議なし。それでは、意見書案については、そのように取り扱うことといたします。

以上で付託事件審査をこれで終わります。

午前11時17分 付託事件審査終了

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 坂本悦夫